

松尾直義 同組合 北部支部 佐々木儀四郎 同武蔵  
 羅素職工 渡辺優 同米栖園 三郎 六名 八十四日午  
 十時二十分より 會社事務 於テ常務取締役 高日  
 一 工場長 楠正伯ト會見 先ヅ 概ニ代表ヨリ 解雇手  
 八 解雇者 十四名ニ 計シ 四千九百三十元 九十九元 (東京  
 者 通シテ 支給セラルレタシト 交渉シキルガ 文ニ 計シ 會  
 社側ハ 日給ニ 十日分ヲ 支給スベシト 主張シ 兩者一歩  
 之 譲ラザル 爲メ 午後 三時 止 結末ニ 至ルニ 交渉ニ  
 裂ニ 決リ 計シ 付タルニ 到レリ 依リテ 會社側ハ 一歩  
 退リ 打切リ 顧問 牧師 森本 東一 郎ト 協議ヲ 重テ 同 顧問  
 牧師 五 増ノ 上 午後 七時 三十分 再會見 ヲテ 兩者 妥  
 交 務 一 一 結果 翌 十五日 午前 二時 二 到リ 廣ニ 必 決 身ノ

- (一) 解雇者ニ 對シテ 手 高トシテ 一年 未 納者 〇 八 日 給 廿
- 五月 分 二年 未 納者 〇 八 廿 日 分 三年 未 納者 〇 八 三 十 了
- (二) 休業中ノ 日 給ハ 二分 一ヲ 支給 スルコト
- (三) 爭議 費トシテ 金 一封 (三百 圓)ヲ 支給 スルコト
- ニ 未 納 成 立 シタルヲ 以テ 同ニ 時ニ 十分 會見ヲ 終リ 各  
 退 水 更ニ 同日 午後 三時 同所ニ 於テ 會見 左 記 覚 書ヲ 交  
 換 茲ニ 円 滿 解 決ヲ 見ルニ 至レリ

覚 書

(一) 解雇者ニ 對シテ 手 高トシテ 一年 未 納者 〇 八 日 給 廿  
 五月 分 二年 未 納者 〇 八 廿 日 分 三年 未 納者 〇 八 三 十 了